

# 平成30年北海道胆振東部地震災害 における義援金受付窓口の開設について

平成30年9月6日に胆振地方中東部を震源とする地震により、大きな被害をもたらし、179市町村に災害救助法が適用されました。

これに伴い、**岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）**では、これらの事態を憂慮し被災された方々の救援を目的に**令和元年9月30日（月）まで義援金の募集を行っております。**皆様のご理解とご協力をお願い致します！

※受付期間が延期となりました。

※この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当します。

## 【受付窓口】

★岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）

住所：岩内町字清住167番地

（岩内町老人福祉センター内）

電話：0135-62-3328

※受付は月～金曜日（祝日除く）  
の8：45～17：15です。

